

2019年2月16日

京都弁護士会
人権擁護委員会 御中

京都府

●●●

京都府長岡京市天神4-7-12

きょうと福祉俱楽部

有田 和生

連絡先

090-●●●●

075-●●●●

(きょうと福祉俱楽部)

●●●病院における 患者の自己選択権を無視した治療継続をやめさせて下さい

(人権侵害と思われる事実)

わたし、●●●は長く「躁鬱病」を患い精神科にて治療を受けてきました。

また、内科的には糖尿病を患っています。

昨年精神科医はわたしの腎機能低下を見て、これまで使用していた薬剤からエビリファイに変更しました。それを境としてわたしの身体機能は急速に低下し、誤嚥性肺炎を起こし上述の●●●病院に搬送、入院となりました。その時は担当医師がエビリファイの投与を中止して治療に当たって下さいました。

結果、一時は要介護認定で「要介護5」の判定を受けたわたしが退院を控えた11月末には自由に歩け、自転車に乗れるほどに回復をしたのです。ところがわたしの「精神病」の中核症状は衝動的な買物癖で居宅は物であふれかえる状態ですぐに自宅に帰ることはできませんでした。

そのため一時期を老人保健施設で過ごし、自宅へ帰る準備をケアマネージャーに依頼し、部屋の整理を待つと同時に老人保健施設対処間近に精神科への通院を再開しました。

すると精神科医は再びエビリファイの投与を行いました。

自宅の整理を終え、退所したときはまだ歩くことも、自転車に乗ることも可能でしたがみるとみる身体の機能は衰えてなんと数日で糖尿病の悪化とともに誤嚥性肺炎を再び起こして済生会病院に運ばれることになりました。

今回の入院にあたりエビリファイの投与が心身に悪影響を与えていた可能性は極めて高い

と考えたケアマネージャーは病棟看護師を通じて医師に処方の再考を検討頂くよう伝えてもらいました。それは私の意思でもあります。

それでも医師は処方を継続し続けました。

わたしはエビリファイに添付されている文書を読んで、わたしの体調悪化はますますこの処方薬に起因する可能性があると考え、看護師に投薬の中止を願い出ましたが一向に処方は変更されません。

そのため自己の判断でエビリファイを見つけたら「捨てる」と言う形で自分の意志を示しました。

それでも医師は処方を再考するどころか処方を継続します。そこで今度は書面で(添付資料)1エビリファイの投与は拒否する旨を記入し意思を示しました。

それでも医師は「これは精神科が処方した物で自分の判断では無いので中止は自分で精神科の医師に頼むよう」伝え処方を継続しています。

でもわたしは今現在●●●●病院に入院し●●●●病院の管理下にあり、外出しての診察も認められていません。

第一、いまわたしの病状について治療を施して下さっているのは●●●●病院です。

それにエビリファイの投与は添付文書(添付資料2) にあるように「重大な副作用」として嚥下困難があげられ、糖尿病悪化、買い物癖についても添付文書にある「強迫性購買、暴食等の衝動制御障害があらわれたとの報告がある」に合致しています。ならば誤嚥性肺炎の治療と糖尿病の治療に責任を負う内科医が精神科任せにすることは疑問です。わたしは一人の●●●●という人間であり、糖尿病、誤嚥性肺炎を持つ生田と躁鬱を持つ生田が別に存在しているのでは無いのです。総合的に判断して処方を行う事が必要なのでは無いですか？

それを行わず、漫然と精神科医の処方を良しとして処方を継続されでは生命の危機すらわたしは感じます。

わたしが同意しているのは誤嚥性肺炎と糖尿病についての治療であり、精神科の処方は同意していません。

同意出来ない医療行為まで「強要」するのはわたしの自己選択権を奪うもので到底看過出来ません。

仮に医師の示した治療方針が誤りのないものであったとしても、それを選択する権利は患者に帰属する物で強要すべきではありません。

私の身体はわたしの物です。医師は自身の判断で明らかに生命に危機を及ぼす治療は否定するのは当然です。

しかし今回はエビリファイの投与がこれまでの投与後の経過を見た場合、逆にわたしの生命に危機を及ぼす可能性があるわけですから、医師は患者の意向を尊重するのは当然だと考えます。

わたしが今回貴会に申し立てを行ったのは、わたしは自分で判断をして投薬を拒否することができました。しかし、多くの患者が医師の治療方針に異議を申し立てることができず危険な環境を受け容れざるを得ないのでは無いかと思うからです。

自己選択権があたりまえに認められる治療環境をが一般的となるためにも悪しき前例はこれまで最後として頂きたいのです。

医師やパラメディカルスタッフの献身的な医療活動には多大なる感謝の念にたえません。

ですがそれが「ひとりよがり」なものになってはなりません。

より良き医療のためご判断をあおぐものです。

(ご判断頂きたい事)

●●●●病院がわたしが拒否する投薬を継続したことは自己選択権を蹂躪するものであり決して許されない事であること。